

お知らせ

当院では患者さんの利便に供するため、下記の事項について、東北厚生局に届出を行い保険給付を実施しております。詳しくは事務局にお問い合わせ下さい。

記

1 入院基本料に関する事項

当院では、1日に223人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。

なお、時間帯毎、病棟毎の配置は【別紙1】のとおりです。

2 食事療養に関する事項

入院食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供されます。

※1食につき 670円

※ただし、流動食のみを提供した場合は1食につき605円

（別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1食につき76円、また、食堂における食事療養を行ったときは、1日につき50円加算になります。）

3 施設基準に関する事項

当院では、次に掲げる事項について必要な人員、体制等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

| ○基本診療料 | ○特掲診療料 |
|--|--|
| 情報通信機器を用いた診療 | 外来栄養食事指導料1注2栄養管理加算 |
| 医療DX推進体制整備加算1 | 心臓ペースメーカー指導管理料注4植込型除細動器移行期加算、注5遠隔モニタリング加算 |
| 医療情報取得加算 | 高度難聴指導管理料 |
| 地域歯科診療支援病院歯科初診料 | 糖尿病合併症管理料 |
| 歯科外来診療医療安全対策加算2 | がん性疼痛緩和指導管理料 |
| 歯科外来診療感染対策加算4 | がん患者指導管理料イ・ロ・ハ・ニ |
| 急性期一般入院料1 | 外来緩和ケア管理料 |
| 急性期充実体制加算 | 移植後患者指導管理料(臓器移植後) |
| 臨床研修病院入院診療加算(基幹) | 糖尿病透析予防指導管理料 |
| 臨床研修病院入院診療加算(協力:歯科) | 乳腺炎重症化予防ケア・指導料 |
| 救急医療管理加算 | 婦人科特定疾患治療管理料 |
| 超急性期脳卒中加算 | 腎代替療法指導管理料 |
| 妊産婦緊急搬送入院加算 | 二次性骨折予防継続管理料1、3 |
| 診療録管理体制加算1 | アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料 |
| 医師事務作業補助体制加算1(15対1) | 下肢創傷処置管理料 |
| 急性期看護補助体制加算(25対1)(看護補助者5割以上) | 慢性腎臓病透析予防指導管理料 |
| 注2夜間100対1急性期看護補助体制加算、注3夜間看護体制加算、注4看護補助体制充実加算1 | 院内トリアージ実施料 |
| 看護職員夜間16対1配置加算1 | 外来放射線照射診療料 |
| 重症者等療養環境特別加算 | 外来腫瘍化学療法診療料1、注8連携充実加算、注9がん薬物療法体制充実加算 |
| 無菌治療室管理加算1・2 | ニコチン依存症管理料 |
| 放射線治療病室管理加算(治療用放射性同位元素による場合) | 療養・就労両立支援指導料注3相談支援加算 |
| 緩和ケア診療加算、注4個別栄養食事管理加算 | 開放型病院共同指導料(I) |
| がん拠点病院加算1 がん診療連携拠点病院 | がん治療連携計画策定料 |
| リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算 | がん治療連携管理料1(がん診療連携拠点病院) |
| 栄養サポートチーム加算 | 外来がん患者在宅連携指導料 |
| 医療安全対策加算1、注2医療安全対策地域連携加算1 | 肝炎インターフェロン治療計画料 |
| 感染対策向上加算1、注2指導強化加算、注5抗菌薬適正使用体制加算 | 外来排尿自立指導料 |
| 患者サポート体制充実加算 | ハイリスク妊産婦連携指導料1・2 |
| 重症患者初期支援充実加算 | こころの連携指導料(II) |
| 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 | 薬剤管理指導料 |
| ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩等管理加算 | 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 |
| 【分娩件数:356件(令和5年分) 配置医師数:7名 配置助産師数:17名】 | |
| 呼吸ケアチーム加算 | 連携強化診療情報提供料注1 |
| 術後疼痛管理チーム加算 | 医療機器安全管理料1・2・(歯科) |
| 後発医薬品使用体制加算1 | 歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料 |
| バイオ後続品使用体制加算 | 救急患者連携搬送料 |
| 病棟薬剤業務実施加算1・2 | 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2(緩和ケア、褥瘡ケア)、指導料の注16専門管理加算(緩和ケア、褥瘡ケア) |
| データ提出加算2及び4 許可病床数200床以上 | 在宅植込型補助人工心臓(非拍動流型)指導管理料 |
| 入退院支援加算1、注4地域連携診療計画加算、注7入院時支援加算 | 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料 |
| 認知症ケア加算1 | 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合) |
| せん妄ハイリスク患者ケア加算 | 造血管腫瘍遺伝子検査 |
| 精神疾患診療体制加算 | 遺伝学的検査の注1 |
| 排尿自立支援加算 | 骨髄微小残存病変量測定 |
| 地域医療体制確保加算 | BRCA1/2遺伝子検査【1卵巣癌患者(検体:腫瘍細胞・血液)・2乳癌患者(検体:血液)・4前立腺癌患者(検体:血液)】 |
| 救命救急入院料1、注3救急体制充実加算、注8早期離床・リハビリテーション加算 | 造血管腫瘍遺伝子検査 |
| 特定集中治療室管理料5、注4早期離床・リハビリテーション加算、注5早期栄養介入管理加算 | 遺伝学的検査の注1 |
| ハイケアユニット入院医療管理料1、注3早期離床・リハビリテーション加算、注4早期栄養介入管理加算 | 脳脊髄微小残存病変量測定 |
| 脳卒中ケアユニット入院医療管理料 | |
| 小児入院医療管理料3、注7養育支援体制加算 | |
| 小児入院医療管理料4、注7養育支援体制加算 | |
| 看護職員処遇改善評価料58 | |
| 外来・在宅ベースアップ評価料(I) | |
| 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) | |
| 入院ベースアップ評価料73 | |

| | |
|--|---|
| ○特掲診療料 | 経皮的冠動脈形成術 |
| ウイルス・細菌拡散多項目同時検出(髄液) | 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)1高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの |
| 検体検査管理加算(IV) | 2、2エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの |
| 遺伝カウンセリング加算 | |
| 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算 | 経皮的冠動脈ステント留置術 |
| 長期継続頭蓋内脳波検査 | 胸腔鏡下弁形成術 |
| 植込型心電図検査 | 経カテーテル弁置換術(経皮的大動脈弁置換術) |
| 時間内歩行試験及びシヤトルウォーキングテスト | 胸腔鏡下弁置換術 |
| 胎児心エコー法 | 経皮的僧帽弁クリップ術 |
| ヘッドアップティルト試験 | 経皮的中隔心筋焼灼術 |
| 神経学的検査 | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 |
| コンタクトレンズ検査料1 | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー) |
| 小児食物アレルギー負荷検査 | 植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術 |
| 内服・点滴誘発試験 | 両心室ペースメーカー移植術(心筋電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(心筋電極の場合) |
| 前立腺針生検法(MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの) | 両心室ペースメーカー移植術(経静脈電極の場合)及び両心室ペースメーカー交換術(経静脈電極の場合) |
| CT透視下気管支鏡検査加算 | 植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの) |
| 精密触覚機能検査 | 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極除去術 |
| 画像診断管理加算3 | |
| 遠隔画像診断(受信側) | |
| ボジトロン断層撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。) | 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合) |
| ボジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。) | |
| CT撮影(64列以上)その他、(16列以上64列未満) | 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合) |
| MRI撮影(3テスラ以上)その他、(1.5テスラ以上3テスラ未満) | |
| 冠動脈CT撮影加算 | 大動脈バルーンパンピング法(IABP法) |
| 大腸CT撮影加算 | 経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの) |
| 血流予備量比コンピュータ断層撮影 | 補助人工心臓 |
| 外傷全身CT加算、心臓MRI撮影加算、乳房MRI撮影加算 | 植込型補助人工心臓(非拍動流型) |
| 小児鎮静下MRI撮影加算【80/100】、頭部MRI撮影加算、全身MRI撮影加算 | 経皮的大動脈遮断術 |
| 一般名処方加算 | 経皮的下肢動脈形成術 |
| 抗悪性腫瘍剤処方管理加算 | ダメージコントロール手術 |
| 外来化学療法加算1 | 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの) |
| 無菌製剤処理科 | 胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの) |
| 心大血管疾患リハビリテーション料(I)・初期加算・急性期リハビリテーション料 | 体外衝撃波胆石破砕術 |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)・初期加算・急性期リハビリテーション料 | 腹腔鏡下肝切除術(部分切除及び外側区域切除) |
| 廃用症候群リハビリテーション料(I)・初期加算・急性期リハビリテーション料 | 腹腔鏡下肝切除術(亜区域切除、1区域切除、(外側区域切除を除く。)、2区域切除及び3区域切除以上のもの) |
| 運動器リハビリテーション料(I)・初期加算・急性期リハビリテーション料 | |
| 呼吸器リハビリテーション料(I)・初期加算・急性期リハビリテーション料 | 体外衝撃波膀胱石破砕術 |
| 摂食嚥下機能回復体制加算2 | 腹腔鏡下腓体尾部腫瘍切除術 |
| がん患者リハビリテーション料 | 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 |
| リンパ浮腫複合的治療料 | 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 |
| 歯科口腔リハビリテーション料2 | 生体腎移植術 |
| 認知療法・認知行動療法1 | 体外式膜型人工肺管理料 |
| 処置の休日加算1・時間外加算1・深夜加算1 | 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む) |
| エタノールの局所注入(甲状腺)・(副甲状腺) | 手術の休日加算1・時間外加算1・深夜加算1 |
| 人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1 | 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術(胃瘻造設術) |
| 導入期加算2 | |
| 腎代替療法実績加算(慢性維持透析患者外来医学管理料注3) | 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る) |
| 透析液水質確保加算、慢性維持透析濾過加算 | |
| 注3移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法 | 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術) |
| ストーマ処置 注4 ストーマ合併症加算 | |
| 口腔内粘膜処置 | 周術期栄養管理実施加算 |
| CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー | 輸血管理料I、注2輸血適正使用加算、注3貯血式自己血輸血管理体制加算 |
| 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。)一次・二次再建 | 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 |
| 緊急穿頭血腫除去術 | 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 |
| 内視鏡下脳腫瘍生検術 | レーザー機器加算 |
| 内視鏡下脳腫瘍摘出術 | 歯周組織再生誘導手術 |
| 脳血栓回収療法連携加算 | 広範囲顎骨支持型装置埋込手術(歯科) |
| 脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む。)及び脳刺激装置交換術 | 麻酔管理料I・II、周術期薬剤管理加算(I・注5)・(II・注2) |
| 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 | 放射線治療専任加算、外来放射線治療加算 |
| 緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術) | 高エネルギー放射線治療 |
| 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科) | 1回線量増加加算(全乳房、前立腺照射) |
| 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(高葉)、内視鏡下甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術 | 強度変調放射線治療(IMRT) |
| 乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用・単独) | 画像誘導放射線治療(IGRT) |
| 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)) | 体外照射呼吸性移動対策加算 |
| ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)(一次一次的再建)、(一次二期的再建及び二次再建) | 定位放射線治療 |
| 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、陰嚢瘻閉鎖術(内視鏡によるもの) | 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 |
| | 保険医療機関間の連携による病理診断(標本の受取側) |
| | 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作成(受信側) |
| | 病理診断管理加算2 |
| | 悪性腫瘍病理組織標本加算 |
| | クラウン・ブリッジ維持管理料 |

○各手術の年間手術件数は【別紙2】のとおりです。
令和7年1月
岩手県立中央病院長

当院は

DPC/PDPS

診断群分類に基づく
1日あたり
定額報酬算定制度

対象病院です

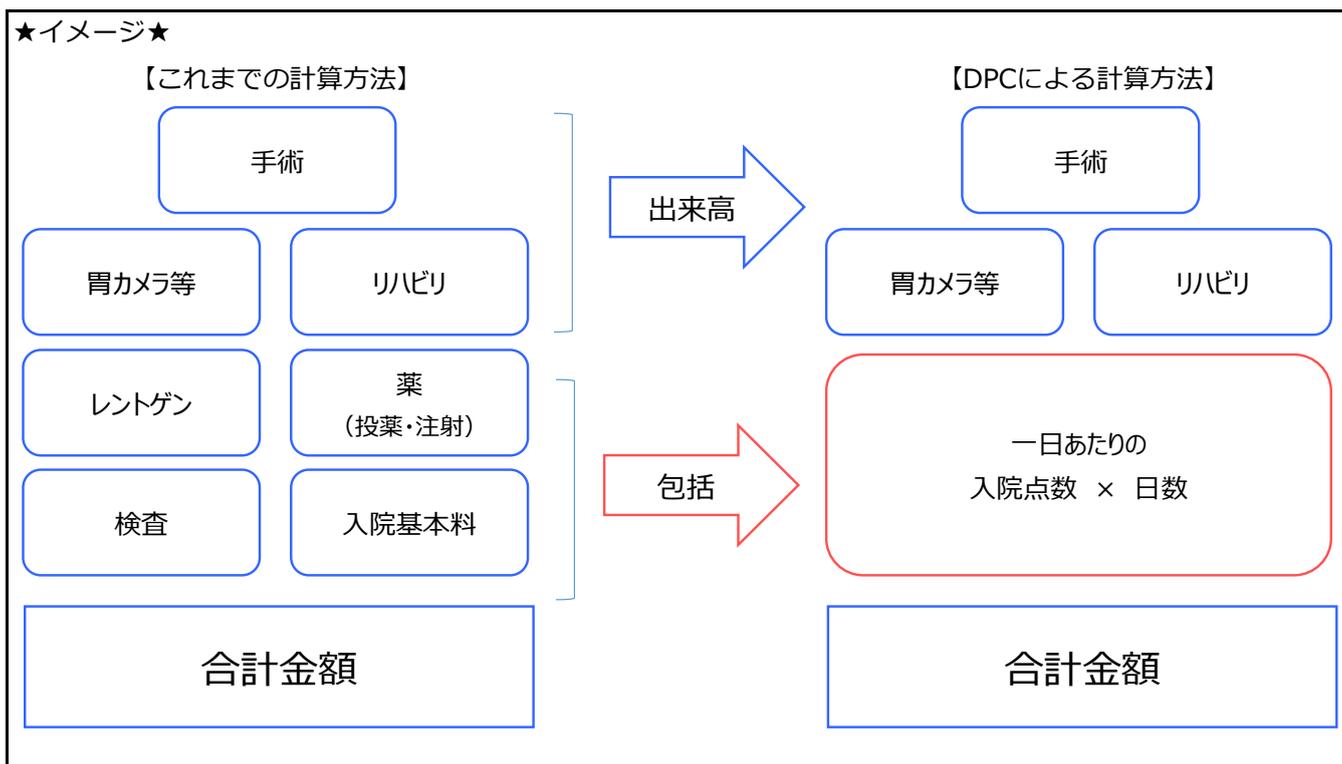
◎平成18年7月1日からDPCによる医療費の計算を行っております。

◎厚生労働省よりDPC特定病院群の指定を受けております。

| | |
|------------|--------|
| 基礎係数…………… | 1.0718 |
| 機能評価係数Ⅰ…… | 0.3737 |
| 機能評価係数Ⅱ…… | 0.1074 |
| 救急医療係数………… | 0.0185 |
| 激変緩和係数………… | 0.0000 |

◆DPCによる医療費の計算（支払い）方法◆

一日あたりの医療費が定額（病名、手術、処置などにより定額料金が異なります）となる制度です。



DPC/PDPSとは？（Diagnosis Procedure Combination /Par-Diem Payment System）の略です。

病名や診療内容により4,726種に分類し、分類毎に1日当たりの料金が定められています。

*ただし、分類に該当しない病名や診療内容の場合は、出来高払いとなります。

※ご不明な点がございましたら、会計窓口でお尋ねください。

令和6年6月
岩手県立中央病院長

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

平成 30 年 4 月

岩手県立中央病院長

保険給付外のサービスについて(お知らせ)

当院では、入院される方等の利便性を考慮し、希望される方に下記のサービスを提供しております。料金については、岩手県立病院等利用料条例に基づき設定しております。

なお、当該サービスは療養の給付と直接関係しないことから保険給付外となり全額自己負担となりますのでご了承願います。

記

1 保険外併用療養費

【評価療養】

医薬品の治療に係る診療【別途同意書を記入していただきます。】

治療依頼者の依頼により下記の治療を実施しております。なお、当該治療の診療にかかる費用は、治療依頼業者の負担となります。

①BAY 94-8862 ②Ziltivekimab ③PF-06946880 ④Opasiran

【選定療養】

(1) 特別室【別途同意書を記入していただきます。】

| 特別室 | 定員 | 料金(1日) | 病室番号 | 付 帯 設 備 | | | | | | | |
|-----|----|---------|---|---------|----|-----|----|----|----|----|-----|
| | | | | 控室6畳 | 浴室 | トイレ | 給水 | 電話 | 更衣 | 応接 | 冷蔵庫 |
| 1 | 1 | 19,140円 | 511、661、808、961 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1 | 1 | 11,440円 | 710、760 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 1 | 1 | 11,440円 | 510、560、608、610 611、660、810、858 860、861、960 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 1 | 1 | 11,440円 | 457 | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 1 | 1 | 7,480円 | 406 | | | ○ | | | | ○ | ○ |
| 1 | 1 | 7,480円 | 965 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| 1 | 1 | 7,370円 | 407、420、451、563 866 | | | | | | | ○ | ○ |
| 2 | 2 | 2,420円 | 463、513、515、663 762、816 | | | | | | | | |

(2) 紹介外初診時負担額

当院では、健康保険法の規定に基づき、地域の医院・診療所との機能分担と連携を図るため、他の保険医療機関等からの紹介によらず来院した場合は、紹介外初診時負担額として負担していただいております。

ただし、次の事情により来院した場合の負担はありません。

- ①他の保険医療機関等からの紹介状を持参した場合
- ②ただちに入院や手術等を要する場合
- ③緊急やむを得ず、診療時間外、休日、深夜に来院した場合
- ④公費負担医療制度の受給対象者の場合

医科 7,700 円
歯科 5,500 円

(3) 再診時負担額

当院では、健康保険法の規定に基づき、地域の医院・診療所との機能分担と連携を図るため、他の保険医療機関等へ紹介後に紹介状を持参せず当院を受診した場合は、再診時負担額として負担していただいております。

ただし、次の事情により来院した場合の負担はありません。

- ①当院にて複数の診療科を受診している場合で、当院での治療が必要な診療科が1科以上ある場合
- ②ただちに入院や手術、処置等を要する場合
- ③公費負担医療制度の受給対象者の場合

医科 3,300 円
歯科 2,090 円

(4) 規定回数超え診療【別途同意書を記入していただきます。】

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの利用料

- ①α-フェトプロテイン(AFP) 1回につき 1,080 円
- ②癌胎児生抗原(CEA) 1回につき 1,090 円
- ③前立腺特異抗原(PSA) 1回につき 1,330 円
- ④CA19-9 1回につき 1,330 円
- ⑤心大血管疾患リハビリテーション料(I) 1単位(20分)につき 2,260 円
- ⑥脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 1単位(20分)につき 2,700 円
- ⑦廃用症候群リハビリテーション料(I) 1単位(20分)につき 1,980 円
- ⑧運動器リハビリテーション料(I) 1単位(20分)につき 2,040 円
- ⑨呼吸器リハビリテーション料(I) 1単位(20分)につき 1,930 円

(5) 長期特定入院料【別途同意書を記入していただきます。】

健康保険法の規定に基づき、入院期間が180日を超えて入院している患者さん(難病等で入院されている方等を除く)で180日を超えて引続き入院される場合は、長期特定入院料として次の料金を負担していただくことになります。

| 課 税 | 非課税 |
|--------|--------|
| 2,780円 | 2,530円 |

(6) 金属床による総義歯の提供【別途同意書を記入していただきます。】

詳しくは、歯科口腔外科外来にてご説明いたします。

- ①有床義歯 Co-Cr 上顎・下顎共に 230,000 円
 - ②有床義歯 金合金 上顎・下顎共に 360,000 円
- 上記金額から保険外併用療養費として算定した金額を差し引いた金額に100分の110を乗じた金額を負担していただくことになります。

2 病衣貸付料【別途同意書を記入していただきます。】

1日につき 90 円

3 寝具貸付料(入院患者さん以外の方が利用された場合)

1組1日につき 230 円

4 食事の提供(外来透析患者さんが透析実施中に利用する場合)

1食につき 740 円

5 入院時の特別メニュー食事料【別途申込書を記入していただきます。】

1食につき 100 円

(特別に用意したメニューを選択した患者さんについて、通常の食事療養費の1食あたり490円のほか、100円を加算します。)

| | | | |
|---|---|------------|------------------|
| 6 健康診断料 | (医科点数表に定める初診料、画像診断、その他実施した検査等の所定点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額) | | |
| 7 予防接種料(原則、小児科外来患者のみ実施。希望される方は、各診療科職員へご相談ください。) | | | |
| (1) 3歳未満 | (使用した薬剤の購入価格+5,510円(1回目:2回目を降1,570円)×1.10) | | |
| (2) 3歳未満(注射以外) | (使用した薬剤の購入価格+5,670円(1回目:2回目を降1,730円)×1.10) | | |
| (3) 3歳以上~6歳未満 | (使用した薬剤の購入価格+4,210円(1回目:2回目を降1,570円)×1.10) | | |
| (4) 6歳以上 | (使用した薬剤の購入価格+3,460円(1回目:2回目を降1,190円)×1.10) | | 別途揭示 |
| 8 分娩介助料 | (新生児聴覚検査20,680円が各料金に追加されます) | | |
| (1) 診療時間内 | | | 220,000 円 |
| (2) 診療時間外(平日の午前6時~午前8時30分及び午後5時15分~午後10時) | | | 230,000 円 |
| (3) 日曜日、祝日及び深夜(午後10時~翌日午前6時) | | | 240,000 円 |
| (4) 多胎分娩の場合は、第2児以下1児につき上記該当額の半額に15,000円を加えた額を加算 | | | |
| 9 子宮けい管熱化剤(腔内に留置するものに限る。)の投薬料 | (使用薬剤の購入価格) | | |
| 10 子宮内避妊器具挿入料 | (避妊器具料の購入価格を10円で除して得た点数に医科点数表に定める初診料、麻酔料及び2,700点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額) | | |
| 11 子宮内避妊器具除去料 | (医科点数表に定める初診料及び麻酔料の所定点数に500点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額) | | |
| 12 緊急避妊薬投薬料 | (使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た点数に71点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額) | | |
| 13 人工妊娠中絶薬投薬料 | (使用薬剤の購入価格を10円で除して得た点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額。なお、外来診療、入院診療を実施した場合、医科点数表の所定点数の金額を加算。) | | |
| 14 乳房マッサージ料 | | 1回につき | 2,640 円 |
| (入院中の妊産婦(産後1ヶ月以内)の場合は非課税) | | 1回につき | 2,400 円) |
| 15 配偶者間人工授精手技料 | | 1回につき | 18,200 円 |
| 16 羊水染色体検査料 | (医科点数表により算定した点数に検査に要する実費相当額を加算した点数) | | |
| 17 歯科点数表算定外歯冠修復及び補てつ料、人工歯根(インプラント)料【別途同意書を記入していただきます。】 | | | 料金は歯科口腔外科外来へ揭示 |
| 18 セカンドオピニオン相談料 | | 30分まで | 11,000 円 |
| | | その後15分まで毎に | 5,500 円 |
| 19 新生児・乳児管理料 | | | |
| 分娩に伴い入院した新生児等(病児として入院した場合を除く)に係る衣類(肌着・長着)、おむつ及びミルク代等として | | | |
| 新生児の場合【非課税】 | | 1日につき | 7,200 円 |
| 乳児(生後1ヶ月以上)の場合【課税】 | | 1日につき | 7,920 円 |
| 20 おむつ等貸付料(病児等が入院し、おむつを利用した場合) | | | |
| 新生児の場合【非課税】 | | 1日につき | 530 円 |
| 乳児(生後1ヶ月以上)等の場合【課税】 | | 1日につき | 580 円 |
| 21 新生児等衣類(肌着・長着)貸付料(病児等が入院し、衣類を利用した場合) | | | |
| 新生児の場合【非課税】 | | 1日につき | 530 円 |
| 乳児(生後1ヶ月以上)の場合【課税】 | | 1日につき | 580 円 |
| 22 リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料【別途同意書を記入していただきます。】 | | 1回につき | 5,590 円 |
| 23 遺伝カウンセリング料【別途同意書を記入していただきます。】 | | 1回につき | 5,500 円 |
| 24 遺伝学的検査料【別途同意書を記入していただきます。】 | | | 料金は乳腺・内分泌内科外来へ揭示 |
| 25 臓器等移植(生体移植に限る。)に伴う組織適合性試験料 | (臨床検査業務の委託金額を10円で除して得た点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額。なお、外来診療を実施した場合、医科点数表の所定点数の金額を加算。) | | |
| 26 文書料【別途申込書を記入していただきます。】 | | | |
| (1) 個人健康診断に係るもの | | 1通につき | 3,300 円 |
| (2) 診断書 | | | |
| ① 傷病等を証する簡易な診断書 | | 1通につき | 3,300 円 |
| ② 生命保険給付に関する診断書、自動車損害賠償責任保険用 | | 1通につき | 8,380 円 |
| ③ その他の診断書 | | 1通につき | 5,500 円 |
| (但し、国民年金・厚生年金用、身体障害者手帳交付用等の各診断書) | | | |
| (3) 証明書 | | | |
| ① 交通事故に係る医療費証明書 | | 1通につき | 3,300 円 |
| ② 診療内容の明細を記載した医療費証明書 | | 1通につき | 3,300 円 |
| ③ その他の証明書 | | 1通につき | 1,100 円 |
| (4) 死亡診断書(死体検案書を除く) | | 1通につき | 3,300 円 |
| (5) 死体検案書(変死体検案書を除く) | | 1通につき | 5,500 円 |
| (6) 診療記録の写し | | 白黒 1枚につき | 10 円 |
| | | カラー 1枚につき | 40 円 |
| (診療報酬点数の算定項目が分かる明細書の再発行 入院・外来別に1診療科・1ヵ月ごと) | | 1部につき | 10 円) |
| 27 送付手数料 | (処方箋、薬剤、診断書等の送付に要する費用を10円で除して得た点数に43点を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数に10円を乗じた額) | | |
| 28 診療記録開示手数料 | | 1件につき | 2,200 円 |
| 29 死体処置料 | | 1体につき | 7,700 円 |
| 30 死体検案料 | | 1体につき | 22,000 円 |
| 31 核医学検査中止時における薬剤費負担額 | | | 破棄した当該薬剤の購入価格 |
| 32 往診等自動車利用料 | | 5Km以下 | 200 円 |
| (病院から患者までの距離により、1回につき) | | 5Km超10Km以下 | 410 円 |
| | | 10Km超 | 610 円 |

当院で処方を行う医薬品について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。状況によっては、患者さんへ投与する薬剤が変更となる可能性がございますが、変更にあたってご心配なことや一般名処方等のご不明な点がありましたら、当院職員までご相談ください。

- 医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。
- 後発医薬品の医薬品について、特定の医薬品を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、令和6年10月より、患者さんの選択により長期収載品（※）といわれる先発医薬品を処方又は調剤する場合は、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として、患者さんが自己負担することが診療報酬の改定で決まりましたのでお知らせします。

一般名処方とは…

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することであり、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

選定療養の対象となる長期収載品とは…

- 後発医薬品が上市されてから5年経過した長期収載品、又は後発医薬品への置換率が50%超の長期収載品が、選定療養費の対象となる医薬品になります。
- 選定療養費の計算方法は、長期収載品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1相当分を自己負担することになります。
- 医師が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は、選定療養費の対象外となります。